

奈良県地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金交付要綱

第1条 知事は、病床の機能分化及び連携に伴って増加する退院患者に対応しつつ、また、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。）等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することを目的として、市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）又は民間事業者に対し、その整備に要する経費について、奈良県地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日老発0912第1号厚生労働省老健局長通知別紙。以下「管理運営要領」という。）及び奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の対象）

第2条 この補助金の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第1項に規定する都道府県計画に定めるもののうち、次に掲げる事業とする。

（1）地域密着型サービス等整備助成事業

ア 地域密着型サービス等整備助成事業

市町村等又は民間事業者が（ア）に掲げる施設等（サテライト型居住施設・事業所を含む。）を整備する事業、並びに民間事業者が次に掲げる施設等を整備する経費についてその全部または一部を市町村が補助する事業を対象とするが、当事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。

また、土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- ・ 貸与を受けている不動産について、施設を運営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- ・ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

さらに、市町村等が空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業、又は民間事業者が空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する経費についてその全部または一部を市町村が補助する事業を対象とする。

なお、障害者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障害者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。

また、次に掲げる施設等を合築・併設して整備を行う場合に補助単価の加算を行う。

(ア) 対象施設等

- a 地域密着型（定員29人以下）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- b 小規模（定員29人以下）な介護老人保健施設（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- c 小規模（定員29人以下）な介護医療院
- d 小規模（定員29人以下）な養護老人ホーム（地域で居住できる支援機能を持つ養護老人ホーム）
- e 小規模（定員29人以下）の特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- f 認知症高齢者グループホーム
- g 小規模多機能型居宅介護事業所（介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を含む。以下同じ。）
- h 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- i 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- j 認知症対応型デイサービスセンター
- k 介護予防拠点（要介護状態等（介護保険法（平成9年法律第123号）第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。）となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業を行う拠点をいい、同法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等の実施のために、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスB・Cや、多様な通いの場を整備する場合を含む。以下同じ。）
- l 地域包括支援センター
- m 生活支援ハウス（山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づくものに限る。（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和3年厚生労働省令第83

号) 附則第4条の適用をうける場合を含む)。以下同じ。)

- n 虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ
- o 介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設(主として当該施設又は事業者の職員を対象としたものでなければならない。ただし、施設職員等の利用に支障のない範囲において、外部の利用も認めて差し支えない。また、設置場所については、利用の便(近接地、通勤経路)への配慮や障害者や子ども等と交流等の面から検討することが重要であり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内の設置に限定されない。)
- p 小規模(定員29人以下)な介護付きホーム(老人福祉法(昭和26年法律第45号)第29条第1項に規定される有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅(スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱(平成26年3月31日付け国住心第178号)に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。(2)ウ及び(3)を除いて以下同じ。)であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)

(イ) 整備区分

「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。(3)の事業を除き、以下同じ。)

整備区分	整備内容
創設 (開設)	新たに施設等を整備すること。(空き家等の既存建物や地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地等)を改修(本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うもの)して、施設等を整備する事業を含む。)
増築(床)	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築 (再開設)	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること。(一部改築を含む。)なお、現在定員を維持すること基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。 ※1 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。 ※3 改築にあたり定員を見直す場合には、改築後の定員等について、地域のニーズ等を踏まえたものとなるよう指定権者とあらかじめ協議すること。
増改築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。(一部増改築を含む。)

※ 1、※ 2について同上。

イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員30人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、都道府県計画及び市町村計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。）を1施設創設することを条件に、（ア）に掲げる広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。

なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。

また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、都道府県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実実施順序は問わないが、いずれも令和6年度までに着工することとする。

（ア）大規模修繕・耐震化の対象施設

- a 広域型（定員30人以上）の特別養護老人ホーム
- b 広域型（定員30人以上）の介護老人保健施設
- c 広域型（定員30人以上）の介護医療院
- d 広域型（定員30人以上）の養護老人ホーム
- e 広域型（定員30人以上）の軽費老人ホーム

（イ）整備区分

- a 「大規模修繕」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
（1）施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
（2）施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス

<p>(3) 施設の冷暖房設備の設置</p>	<p>設備、消防用設備等付帯設備の改造工事</p> <p>気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事</p>
<p>(4) 避難経路等の整備</p>	<p>居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事</p>
<p>(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修</p>	<p>① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等</p> <p>② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事</p>
<p>(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修</p>	<p>消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備</p>
<p>(7) 消融雪設備整備</p>	<p>豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された豪雪地域に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備</p>
<p>(8) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等</p>	<p>都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等</p>
<p>(9) 施設の改修整備</p>	<p>施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事</p>
<p>(10) その他施設におけ</p>	<p>特に必要と認められる上記に準ずる工事</p>

る大規模な修繕等	
----------	--

(注) 一定年数は、おおむね10年とする。

- b 「耐震化」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
耐震化	地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のために必要な補強改修工事

- ウ 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業
 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築を行う事業
 を対象とする。

(ア) 災害イエローゾーン

災害イエローゾーンとは、次のいずれかに該当する区域とする。

a 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域

b 浸水想定区域等

浸水想定区域等に該当する区域は、次の区域とする。

- (a) 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項又は第2項の洪水浸水想定区域、同法第14条の2第1項又は第2項の雨水出水浸水想定区域、同法第14条の3第1項の高潮浸水想定区域

- (b) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条第3項第2号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第53条第1項の津波災害警戒区域

- (c) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第32条第1項の都市洪水想定区域、同法第32条第2項の都市浸水想定区域

(イ) 対象施設

広域型介護施設等とは、次のいずれかに該当する施設とする。

- a 広域型（定員30人以上）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
- b 広域型（定員30人以上）の介護老人保健施設
- c 広域型（定員30人以上）の介護医療院
- d 広域型（定員30人以上）の養護老人ホーム
- e 広域型（定員30人以上）のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。なお、改築に伴い、軽費老人ホームA型・B型・ケアハウス（特

定施設入居者生活介護の指定を受けないもの) から施設類型をケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) に変更する場合も対象とする。)

- f 広域型 (定員30人以上) の介護付きホーム (有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。)

(ウ) 対象事業

災害イエローゾーンに所在する次のいずれかに該当する広域型介護施設等の改築を行う事業を対象とする。

- a 対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地に土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等の指定がなく、本事業への申請時点において、対象施設の当該事業用地が、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等で浸水した場合に想定される水深 (以下「浸水深」という。なお、津波災害警戒区域の場合は、津波防災地域づくりに関する法律第53条第2項に規定される基準水位をいう。) が1メートル以上に指定されている場合
- b 浸水想定区域等に所在する対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地の浸水深が1メートル未満であって、本事業への申請時点において、浸水深が1メートル以上となっている場合

(エ) 整備内容

災害イエローゾーンから災害イエローゾーン外への移転改築事業を対象とする。ただし、次の全てに該当する場合には、災害イエローゾーンにおける現地改築 (対象施設の当該事業用地での改築をいう。一部改築を含む。以下同じ。) 事業について対象とすることができる。

- a 災害イエローゾーン外での新たな事業用地の取得が困難であること、又は、移転により、対象施設に勤務する職員の確保が困難となるおそれが高いこと。
- b 対象施設の移転により、当該施設が所在する区域において都道府県の介護保険事業支援計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。
- c 対象施設又は対象施設が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。
- d 現地改築に合わせ、当該施設が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、非常災害対策計画、避難確保計画等の改定が行われる計画となっていること。

- e 当該施設について、過去に本事業を活用した現地改築を実施していないこと。

(2) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業

市町村等及び民間事業者が次に掲げる施設（いずれも、定員規模は問わない。）のユニット化改修を行う事業、並びに民間事業者が次に掲げる施設のユニット化改修を行う経費についてその全部または一部を、市町村が補助する事業を対象とする。

- (ア) 特別養護老人ホーム
- (イ) 介護老人保健施設
- (ウ) 介護医療院

イ 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業

市町村等及び民間事業者が特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（いずれも、定員規模は問わない。）の多床室について、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う事業、並びに民間事業者がプライバシー保護のための改修を行う経費についてその全部または一部を、市町村が補助する事業を対象とする。

なお、改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認めるものとする。

1人当たりの面積基準については、4人部屋に中廊下を設けて居室を仕切るなど様々な工夫が考えられることから、仕切られた空間についての1人当たり面積基準は設けず、多床室全体として1人当たりの面積基準を満たしていれば足りることとする。

ウ 介護施設等における看取り環境整備推進事業

次に掲げる介護施設等（いずれも、定員規模は問わない。）において、看取り対応が可能な環境を整備するため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベッド等の整備事業に要する経費を支援する事業を対象とする。

なお、整備を行う個室については、看取り及び家族等の宿泊のために十分なスペースを確保することとする。

また、整備した個室に関しては看取りに利用することを原則とするが、看取りと

しての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。

- (ア) 特別養護老人ホーム
- (イ) 介護老人保健施設
- (ウ) 介護医療院
- (エ) 養護老人ホーム
- (オ) 軽費老人ホーム
- (カ) 認知症高齢者グループホーム
- (キ) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (ク) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (ケ) 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

エ 共生型サービス事業所の整備推進事業

障害者や障害児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため、次に掲げる共生型サービスの指定を受けた介護保険事業所（本事業完了の日までに当該指定を受ける見込みの既存の事業所及び創設する事業所を含む。）において、障害者や障害児を受け入れるために必要な施設の改修、設備整備に要する経費を支援する事業を対象とする。

- (ア) 通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。）
- (イ) 短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。）
- (ウ) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (エ) 看護小規模多機能型居宅介護事業所

(3) 介護職員の宿舎施設整備事業

介護人材（外国人を含む。）を確保するため、イに掲げる介護施設等（いずれも、定員規模は問わない。）の事業者が当該介護施設に勤務する職員（職種は問わず、幅広く対象）の宿舎を整備するための費用の一部を補助することにより、介護職員が働きやすい環境を整備することを目的とする。

ア 対象事業

- (ア) 地域の実情や利用者のニーズに応じて柔軟に整備できるよう、宿舎の定員規模や設備（居室類型、入居者の1人当たりの居室の床面積や台所、浴室、便所及び洗面設備等）は問わない。ただし、補助対象となるのは、イに掲げる介護施設等（建築中のものを含む。）に勤務する職員数分の定員規模までであって、1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡以下を助成配分基準とする。なお、土地の買収又は整地に要する

費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。

- (イ) 家賃設定については、居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案し、近傍（原則として本事業で整備する宿舍の所在する市町村内の地域内とする。）類似の家賃と比較して低廉なものとする。
- (ウ) 設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路）の面等から検討するものであり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内又は近隣の設置に限定されない。
- (エ) 入居者については、イに掲げる介護施設等に勤務する職員でなければならない。ただし、当該介護施設等の職員の利用に支障のない範囲（定員規模の2割以内）において、当該職員の家族等やイに掲げる以外の介護保険・老人福祉関連施設・事業所（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）に勤務する職員に限り、その利用を認めて差し支えない。
- (オ) 土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とする。また、宿舍の管理及び活用が適切に行われるよう、貸付を受ける施設等運営法人は、本事業で整備する宿舍所有者から宿舍を一括して借り上げ入居者に転貸することを条件とする。

イ 対象施設等

- (ア) 特別養護老人ホーム
- (イ) 介護老人保健施設
- (ウ) 介護医療院
- (エ) 特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス
- (オ) 認知症高齢者グループホーム
- (カ) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (キ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (ク) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (ケ) 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

ウ 整備区分

「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創設	新たに宿舍を整備すること。 ※ 空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して、宿舍を整備する事業を含む。

	※ 空き家等の既存建物を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、宿舍を整備する事業を含む。
増 築	既存の宿舍の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改 築	既存の宿舍を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに宿舍を整備すること。（一部改築を含む。） ※1 取壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存宿舍を移転して改築する事業を含む。この場合、既存宿舍を取り壊すかどうかは問わない。
増 改 築	既存の宿舍を取り壊して、新たに宿舍を整備するのにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。）※1、※2について同上。
改 修	既存の宿舍を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

2 第1項に掲げる補助事業について、以下に該当する場合は補助の対象としないものとする。

- 一 既に実施している事業である場合
- 二 他の補助制度により、当該事業の経費の一部または全部に補助を受けている事業である場合
- 三 土地の買収、整地等の個人又は法人の資産を形成する事業である場合
- 四 職員の宿舍（ただし、第2条（4）の事業を除く）、施設の車庫又は倉庫の建設に係る事業である場合
- 五 その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業である場合

（補助対象経費）

第3条 この補助金の対象となる経費は、第2条に掲げる事業ごとに、次に定める経費（市町村が補助する事業の場合は、次に定める経費に対する市町村の補助金）とする。

地域密着型サービス等整備助成事業	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。
------------------	--

	<p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
<p>既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業</p>	<p>特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
<p>介護職員の宿舎施設整備事業</p>	<p>特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

（交付額の算定方法）

第4条 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次に掲げる方法により算定するものとする。

- 一 別表の第2欄に定める交付基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

ただし、「介護職員の宿舎施設整備事業」については、別表（3）の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める交付基準により算定した額と第4欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

二 前号により選定した額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を交付額とする。

（交付の申請）

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、奈良県地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事が定める期日までに提出しなければならない。

（1）奈良県地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金所要額調書

（第1号様式別紙1）

（2）事業計画書（第1号様式別紙2）

（3）歳入歳出（収支）予算（見込）書抄本

（4）その他知事が必要と認める資料

2 この補助金の交付の申請をしようとする者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、この補助金の交付の申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第6条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類の審査等を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に対し通知するものとする。

2 申請者がやむを得ない事由により前項の規定による交付の決定を受けないで、補助事業に着手しようとするときは、補助金交付決定前着手届（第1号様式別紙3）を知事に提出しなければならない。（ただし、第2条（1）イの事業に限る。）

（交付の条件）

第7条 この補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

（1）市町村等又は民間事業者が実施する事業に対して、県が補助金を交付する場合

① 補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、県の補助を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。

- ② 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- ③ 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- ④ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- ⑤ 補助事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。
 - ア 補助事業を行う者が市町村等の場合
補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
 - イ 補助事業を行う者が民間事業者の場合
補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- ⑥ 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（補助事業を行う者が民間事業者の場合は30万円以上）の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- ⑦ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- ⑧ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ⑨ 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- ⑩ 補助事業を行う者が民間事業者の場合は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。なお、補助事業を行う者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部

の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、当該補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- ⑩ 補助事業を行う者が①から⑩までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。なお、補助事業を行う者が⑩の後段により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(2) 民間事業者が実施する事業に対して市町村が補助する事業に、県が補助金を交付する場合

- ① 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- ② 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- ③ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- ④ 補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- ⑤ 市町村が、民間事業者が実施する事業に対してこの補助金を財源の全部又は一部として補助する際には、事業を実施する民間事業者（以下「当該民間事業者」という。）に対し次の条件を付すこと。

ア 事業を実施するために必要な調達を行う場合には、市町村の補助を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。

イ 事業の内容の変更又は事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

ウ 事業を中止し、又は廃止する場合は、市町村長の承認を受けなければならない。

エ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。

オ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

カ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、

担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

キ 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

ク 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ケ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

コ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市町村長に報告しなければならない。なお、当該民間事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、当該補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町村に返還しなければならない。

サ 当該民間事業者がアからコまでにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市町村に納付させることがある。なお、当該民間事業者がコの後段により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市町村に納付させるものとする。

⑥ ⑤により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

⑦ ⑤のキにより当該民間事業者から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

⑧ ⑤のコにより当該民間事業者から返還があった場合には、その返還額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

⑨ ⑤のサにより当該民間事業者から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、第5条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、審査の上、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第8条 第5条の規定による補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、規則第6

条の規定による交付の決定の通知を受けた日から 10 日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更等の申請)

第 9 条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）を行おうとするときは、奈良県地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金変更承認申請書（第 2 号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 奈良県地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金所要額調書
(第 2 号様式別紙 1)

(2) 事業計画書（第 2 号様式別紙 2）

(3) 歳入歳出（収支）予算（見込）書抄本

(4) その他知事が必要と認める資料

2 規則第 5 条第 1 項第 1 号の知事が定める軽微な変更は、補助金の額の変更を伴わない経費配分の 20 パーセント以下の変更とする。

(中止又は廃止の申請)

第 10 条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、奈良県地域密着型サービス施設等整備促進事業（中止・廃止）申請書（第 3 号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(概算払)

第 11 条 この補助金は、知事が必要と認める場合にあっては、予算の範囲内で概算払をすることができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、補助金交付（概算払）請求書（第 4 号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 出来高検査報告書（第 4 号様式別紙）

(2) その他知事が必要と認める書類

(指示及び検査)

第 12 条 知事は、補助金の交付の決定を受けた者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(実績報告)

第 13 条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業完了の日から起算して 30 日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、奈良県地域密着型サービス施設等

整備促進事業補助金事業実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付（精算払）請求書（第6号様式）
- (2) 奈良県地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金所要額精算書
(第5号様式別紙1)
- (3) 事業実績報告書（第5号様式別紙2）
- (4) 竣工検査報告書（第5号様式別紙3）
- (5) 歳入歳出（収支）決算書（見込書）抄本
- (6) その他知事が必要と認める資料

- 2 補助金の交付の決定を受けた者は、前項の実績報告を行うに当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（交付及び精算）

第14条 知事は、規則第12条及び前条の規定による書類を受理した場合において、その内容を適当と認め、補助金の額を確定したときは、補助金を交付する。この場合において、第11条第1項の規定により補助金の概算払をしたときは、当該補助金について精算するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該額の補助金の返還を命ずるものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第15条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、奈良県地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（第7号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、補助金の交付の決定を受けた者に対し、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（交付決定の取消し等）

第16条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 この要綱の規定に違反したとき。
- 二 第12条の規定による知事の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- 三 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月9日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年3月24日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年9月24日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年3月7日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月10日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月18日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月10日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年8月2日から施行し、平成31年度（令和元年度）の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年8月28日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月16日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月18日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年6月16日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年6月20日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年2月28日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年6月5日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年11月26日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。

別表

(1)地域密着型サービス等整備助成事業

1 区分	2 交付基礎単価	3 単位	4 対象経費	
地域密着型サービス施設等の整備				
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,280千円	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 市町村が補助する事業の場合は、上記の経費に対する市町村の補助金。	
・小規模な介護老人保健施設	66,000千円	施設数		
・小規模な介護医療院	66,000千円	施設数		
・小規模な養護老人ホーム	2,820千円	整備床数		
・小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	5,280千円	整備床数		
・認知症高齢者グループホーム	39,600千円	施設数		
・小規模多機能型居宅介護事業所	39,600千円	施設数		
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,000千円	施設数		
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	39,600千円	施設数		
・認知症対応型デイサービスセンター	14,100千円	施設数		
・介護予防拠点	10,500千円	施設数		
・地域包括支援センター	1,410千円	施設数		
・生活支援ハウス	42,100千円	施設数		
・緊急ショートステイの整備	1,410千円	整備床数		
・施設内保育施設	14,100千円	施設数		
・小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	5,280千円	整備床数		
介護施設等の合築等				
第2条(1)アの事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の交付基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる		
空き家を活用した整備				
・認知症高齢者グループホーム	10,500千円	施設数		
・小規模多機能型居宅介護事業所				
・看護小規模多機能型居宅介護事業所				
・認知症対応型デイサービスセンター				
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備				
・特別養護老人ホーム	1,330千円	定員数		
・介護老人保健施設				
・介護医療院				
・養護老人ホーム				
・軽費老人ホーム				
災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備				
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,280千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。		
・介護老人保健施設	66,000千円	施設数		
・介護医療院	66,000千円	施設数		
・養護老人ホーム	2,820千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。		
・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	5,280千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。		
・介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	5,280千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。		

注)施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる

別表

(2) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1 区分	2 交付基礎単価	3 単位	4 対象経費
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業			特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
「個室 → ユニット化」改修	1,410千円	整備床数	
「多床室(ユニット型個室の多床室を含む) → ユニット化」改修	2,820千円		
ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化			市町村が補助する事業の場合は、上記の経費に対する市町村の補助金。
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ居室(多床室)のプライバシー保護のための改修	865千円	整備床数	市町村が補助する事業の場合は、上記の経費に対する市町村の補助金。
介護施設等の看取り環境の整備			特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費については同上。設備については、需用費(修繕料)、使用料及び賃借料又は備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) 	4,130千円	施設数	
共生型サービス事業所の整備			市町村が補助する事業の場合は、上記の経費に対する市町村の補助金。
・通所介護事業所(地域密着型通所介護事業所を含む。)	1,230千円	事業所数	
・短期入所生活介護事業所(介護予防短期入所生活介護事業所を含む。)			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			

注))いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。

別表

(3) 介護職員の宿舎施設整備事業

1 区分	2 交付基準	3 補助率	4 対象経費
介護職員の宿舎施設整備事業			<p>特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備(宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>市町村が補助する事業の場合は、上記の経費に対する市町村の補助金。</p>
・特別養護老人ホーム	<p>介護職員1定員当たりの延べ床面積(バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。)33㎡</p> <p>※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。</p>	1/3	
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			

注)いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。